

○財務省告示第二百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年八月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第八

回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。利回りを競争に付して行われる

四 発行方法

入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定

を、財務大臣が行われる入札であるとして、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め市場特別参加者（以下「国債

五 募入決定の方法

イ 利回り競争入札発行 各申込みのうち応募額を順次低いものからその応募額を順次低い

十三 十一 十
 三 二 一
 の 経 利 発 行
 払 過 行 行
 込 利 価 格
 み 子 率 日

十四
 初 期 利 子

(一) 年 錢 額 平
 一・四パーセント
 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えた者
 式により算出した金額を第
 十号の規定する日に払い込
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 14}{100} \times \frac{160}{365}$$

(二) 発行時に、その利息
 に係る所得税が、源泉徴収
 の口座振替口座簿中の
 口座に記載又は記録される
 のに、ついで、前記の算式
 により算出した金額から該
 金額に百分の二十・三・五
 乗じた金額(ただし、該国
 債を發行した時に、おいた
 者が、非居住者又は外国
 者がある場合、又は、前記
 に、よる算出した金額に、
 居住者又は外国人が適用
 を受ける者、所得税の率を
 金額を控除すること、が
 平成二十七年九月二十日
 期とし、次の算式により算
 た金額を支払う。ただし、
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に、
 下、次号及び第十六号にお
 いて、

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する

十六

償還期限

平成六十七年三月二十日

十七

償還金額

額面金額百円につき百円

十八

元利支

日本銀行

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十七年八月二十七日